

国立大学法人東京大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規則

平成28年1月28日
役員会議決
東大規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、東京大学の科学研究における行動規範（平成18年3月17日役員会議決）及び研究倫理アクションプラン（平成26年3月制定）を踏まえ国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という。）における研究活動上の不正行為の防止に関する基本方針を定め、研究の適切な運営体制を構築し、及び整備することにより、研究活動における不正行為の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、東京大学で実施される研究活動に適用する。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「不正行為」とは、研究成果の作成及び報告の過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用その他の東京大学科学研究行動規範委員会規則第2条各号に規定する行為をいう。
- (2) 「研究倫理教育」とは、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育・研修及び啓発活動をいう。
- (3) 「研究者」とは、東京大学において研究活動に従事している者をいう。
- (4) 「部局」とは、東京大学基本組織規則に規定する附属図書館、全学センター、国際高等研究所に置かれる研究機構、教育研究部局及び医学部附属病院並びに同規則第13条及び第18条の規定に基づく室等をいう。

(基本方針)

第4条 東京大学の研究活動上の不正行為の防止に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 東京大学の科学研究における行動規範、この規則及び関係法令を遵守する。
- (2) 各部局における公正な研究活動を推進する体制を整備する。
- (3) 研究者及び学生に対して研究倫理教育の実施を徹底する体制を構築する。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めるものとする。

2 研究者は、研究倫理教育を受けるものとする。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、文書、数値データ、画像等の研究資料及び実験試料、標本等の有体物（以下「研究資料等」という。）を別に定めるところにより適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示するものとする。

(管理責任体系)

第6条 東京大学の公正な研究活動の実施のために、以下のとおり責任と権限の体系を組むこととする。

- (1) 最高管理責任者は、総長をもって充て、東京大学全体を統括し、研究活動上の不正行為の防止について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充て、研究活動上の不正行為の防止について最高管理責任者から実務上の責任と権限を委任されるものとする。
- (3) 研究倫理責任者は、部局の長をもって充て、部局における研究活動上の不正行為の防止について、部局全体を統括する責任と権限をもつものとする。
- (4) 研究倫理責任者は、前号の業務を補佐させるため、研究倫理担当者を置き、各部局における研究倫理教育の徹底など研究活動上の不正行為の防止のための具体的な取組を推進させるものとする。

(部局における管理体制)

第7条 研究倫理責任者は、次の各号に示す管理体制を、部局の事情に応じ、整備するものとする。ただし、研究活動の円滑な遂行を妨げないよう、柔軟な体制と運用に留意する。

- (1) 研究活動上の不正行為の防止について責任と権限の明確化を図ること。
- (2) 研究分野の特性に応じた研究資料等の保存及びその開示に関して必要な措置を講ずること。
- (3) 若手研究者等に対する自立した研究活動遂行のための支援・助言体制を整備すること。
- (4) 研究倫理責任者は、研究倫理教育責任者として、部局内の研究者に対し、研究倫理教育を定期的実施し、受講状況を把握すること。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。